

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を提示します。

	職場環境要件項目
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性高い介護技術を取得しようとする者に対する。喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）各種研修参加を推進しており、働きながら資格取得を目指すための研修受講支援を実施。
労働環境・処遇改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入（新人職員の研修・定期的な面談を実施）
	有給休暇取得推進を行っています。（年5日以上は必須）
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための（特浴、リフト浴、電動ベット）を導入し介護職員の負担軽減に努めている。又年2回の病院にて腰痛検査を実施。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。情報を共有し業務改善に取り組んでいます。
	健康管理強化（年1回の健康診断実施）
その他	子育て・介護の両立を目指す職員のため育児・介護休業制度の充実。
	職員の勤務状況と、運営状況を踏まえて非正規職員から正職員への転換を行っている。
	ホームページ等公開し（法人の経営・人材育成理念等明確化）情報公開の透明化を図っている。
	積極的に人材を採用し、職員増員による負担軽減を図っている。
	働きやすい職場環境を確立するため（各ハラスメント防止の規定・マニュアル・相談窓口を作る）